

令和3年3月16日

宮前区

山本太三雄

令和3年2月9日教育委員会の傍聴時の裁決のやり方の改善を求める陳情

1. 陳情の要旨

令和3年2月9日（火）午後2時～ 会場：教育文化会館 第6・7会議室で開催された教育委員会の傍聴時の裁決のやり方について、改善いただきたく陳情いたします。

案件は陳情第1号（川崎市の図書館の充実と今後のあり方に関する陳情）で陳情者の10分程度の意見陳述の後、各委員からの意見が延べられ、裁決の際、通常の委員会であれば、委員長が各委員に採択が不採択かの裁決の意思を確認し、委員長が採択何人、不採択何人と数を確認した後、多い方の採択を決めるものだと思って傍聴していました。

しかし、この日の裁決の方法は裁決に際して、委員の採択、不採択の意思を確認することなく、意見を述べただけで、委員長の不採択の意思が述べられ、その後、異議はございませんかと、言い、委員からは意義なしとの声が全員かどうかは不明ですが、声が上がって不採択が裁決されました。この裁決のやり方はおかしいと思います。委員の採択、不採択の意思の人数を確認後に、委員長が半々の同数で決まらない場合、最後の1票を委員長が意志を表明し決めるべきだと思いますので、この様に改善いただきたい。

2. 陳情の理由

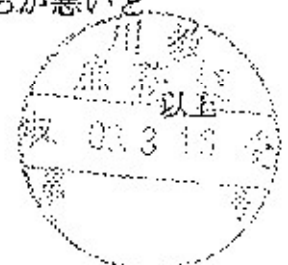
(1) 裁決の進め方に違和感を感じたため

委員の採択の意思を確認しないで、委員長が採択の方向性を決めるのはおかしいと思ったため

(2) 以前傍聴時の録音の許可を陳情した際、委員が自由に発言できないため、

不採択になりました。委員長が採択、不採択の方向性を先に発言するほうが逆に委員の自由な裁決意思が発揮できなくなり、録音より、たちが悪いと思ったため

尚、上記の陳情について、意見陳述を希望します。



令和3年2月9日教育委員会定例会会議録（抜粋）

7 陳情審議

陳情第1号 川崎市の図書館の充実と今後のあり方に関する陳情について

【小田嶋教育長】

それでは、最初に陳情審議に入ります。

「陳情第1号 川崎市の図書館の充実と今後のあり方に関する陳情について」審議をいたします。まず、陳情者の方が陳述を希望されておりますので、ここでお願いしたいと思います。

ただいまから10分程度でお願いしたいと思います。

どうぞ、お願いします。

【陳情者】

「川崎の文化と図書館を発展させる会」代表は佐々木勝男さんですが、私、岡本が陳述させていただきます。

このたびは、この「川崎市の図書館の充実と今後の図書館のあり方に関する陳情」に賛同する署名がこちらのほうに提出したときに、代表を入れて1,041筆あったんですが、その後追加として、456筆、合計、今、この平元に遅れてきたのも合わせたら1,500筆を超えました。こういう多くの皆様方に賛同いただいて、この陳情を提出できたこと、ここに御報告申し上げます。

それで、この前、文教委員会のほうで私たちの陳情が審査されたんですが、そのときに偶然ですけれども、多摩区のほうでも図書館をつくってほしいという陳情が出ていました。コロナで、今もまた緊急事態宣言が出ていますけれども、緊急事態宣言が最初に出たときに図書館が閉まってしまって、本当に図書館が早く開いてほしいというふうな切な声がいっぱい聞かれました。そのとき、本当に図書館はインフラなんだな、ということも、皆さんも感じられたと思います。それが証拠に、今回の緊急事態宣言下では、図書館はほとんど閉まっていません。ちゃんと開けてくださっています。

この図書館というのは、私の経験上ですけれども、近くにないと、その物を知らない、知りようがないと思います。特に私たちの時代は学校教育の中で、図書館を使うということを学びませんでしたから、丁寧にちゃんと自分で知りたいことにたどり着くために図書館を使うということを学校で教えていただかないと、私のように、ちゃんと図書館が使えない大人がいっぱい出てきてしまう。それをちゃんと伝えるように、自分の知りたいことを自分でたどり着けるようにするのが、私たちは図書館の使命だと思っています。だから、そういう図書館が、誰でも使えるんだというふうな川崎市にしていきたいという思いを込めて、今回、この陳情をお願いしています。

何で中学校区かとよく言われますけど、やっぱり生活圏の中に図書館は目に入らないと使えません。というか、使おうと思わないと思うんです。現に私がそうでしたから。だから、そういう意味で、今すぐではなくても、将来的に図書館を生活圏に、コロナのような、皆さんが出かけられなくなっても散歩の途中で寄れるような形で、ぜひ図書館を設置していただきたい。子どもでも高齢者でも歩いて行けるように、将来的に中学校区に一つ、中学校区という目安で図書館を置くように、ぜひ努力していただきたいというお願いです。

それから、図書館を使うについては、市民の皆さんの希望のアンケートでも、やっぱり資料を求めて行くのが一番多かったです。でも、少しずつ利用者が減ってきているというふうに教育委員会のほうのいろんなデータがありますけれども、それはもしかしたら、自分が読みたい資料がそろっていない、ということも原因しているんじゃないかという気がします。

私が、この間ちょっと関心をもった本をリクエストしたら、120人待ちでした。それから、ある方が専門書をリクエストしたら、それは高くて買えません、と言われたそうです。そういうことではなくて、どんな環境でも、経済的などんな環境でも、自分の読みたい資料、情報、そういうものを、例えば高くて買えないと言われたら、どこかほかのネットワークを利用して届けてあげるといふ努力も大事ですし、それから私たち、図書館のことを勉強していて思ったんですが、行政職員の方もいろんな施策を作るのに、いろんな、その地域の古い情報であったりとか、それからほかの全国のデータであったりとか、いろんなことを使われると思うんです。そういうことにも実は図書館は貢献しなければいけない、資料提供を専一にする唯一の機関です。ですから、資料費というのは私たちが読みたい資料というものもありますけれども、行政職であったり、研究者であったり、いろいろな仕事であったり、そういうことにいろんな人が資料を使いたいと言ったときに、応えてくれる図書館じゃないとみんな離れてしまいます。そういう意味で図書館は、資料費が潤沢にあることが大事です。行財政上厳しいとは言われましても、少しずつでもやっぱり増やしていただきたい。どんどんいろんな情報というのは、日々増えています。電子的な情報もそうです。これからは電子情報も絶対、対応しなくてはいけないと思います。それにはまた、お金もかかります。だからそういうことを含めると、計画的に、将来的に、電子情報なんかもきちんと届くようなシステムをつくらなければいけない。そうすると、システムに使えるお金と、それを使うことになる手引きと、司書ですね。陳情には4番に挙げましたが、図書館には必ずそういう資料提供に長けた司書を置いてもらわないと、大事な資料が求める人のところに届くかどうかというのは、その水先案内人である司書さんがきちんと役割を負ってくれないとできません。私は、素人ですけど、専門家の司書の方にお聞きすると、司書の技量というのは、資格を取っただけでは得られるものではない。長年、10年、20年とお勤めをして、そのいろんな利用者さんとの会話、やり取りの中から自分がこういう資料があるということに気がつかされて、そういう経験の蓄積で求める方の資料、情報を提供することができるようになる。ということは、もう本当に、日々の積み重ねで技量アップするわけですから、やっぱり異動ということが、人事交流というのは必要なんでしょうけれども、技量を磨くためには、ある程度安定して、司書の仕事に就けるといふ、言ってみれば横浜市が採用しているような専門職制度みたいなものを採っていただくと、図書館の充実は進むのではないかと思います。

こういった、今申し上げた設置基準、中学校区に一つとか、それから資料費を望ましい基準というのが文科省のほうで定めていますけれども、その具体的な政令指定都市の数字ですが、政令指定都市の1人当たりの資料費は268.6円となっているのだそうです。政令指定都市いずこも財政苦しいから、そこを達成しているところは少ないかもしれませんが、目標は高く、今すぐでないにしてもそこを目指して努力する、そういうことを文科省でも定めています。そういうところに向かっていって、継続して図書館づくりみたいなのをやってくださいよと、そういうことが今回、川崎市で市民館・図書館一緒になさいましたけど、「あり方」というものを定められました。でもそれを拝見したときに、こういった私どもの願っている設置基準、歩いて行けるところをなるべくたくさん、どこにしてもポイントをきちんと定めて、そこでのサービスも確立

してほしいし、資料費も、必要な人が、必要な資料、情報を得られるだけの資料費が欲しい。それからそれを案内する司書さんも充実してほしい。こういうことについて、触れられていない「あり方」というのは、私たち図書館のあり方とは思えない。本当にこれから図書館を、川崎市の図書館をどういうふうにしたいかと思っておられるのであれば、ちょっと今日はもう、陳情はこの書類に沿ってしゃべりませんでしたけど、一番最後に、図書館のあり方の基本として、図書館本来の機能を充実することを明確に明記してもらわないと、そういうことをやらないのか、と思ってしまうんです。そこがすごく心配だから、そのあり方についてももうちょっときちんとした基本にのっとって、図書館というものを考えてほしいと思います。

別にお配りした資料、森下芳則氏という資料が、委員の皆様のお手元にあると思いますが、この方はもちろん専門家です、愛知県の田原市の新しい図書館が開館するとき、館長として日野市から招かれたそういう館長経験者なんですね。その方が館長に就任するときのことをちょっと教えてくださったりとか、私が素人なものだから、いろんなことを聞くんです。それに答えて、1ページ目の後半に書いています、「図書館とは何かと問われれば、図書館は資料や情報を提供すること、そのことを目的とする組織であり、社会的共通資本と答えます。」これ、注釈があるので、後で読んでください。飛ばして、太字読みます。「図書館は、課題を解決するために努力する住民や自治体職員を、資料と情報を提供することでサポートする。そういう積極的な関係を作っていくなかで、図書館が今、これから何をなすべきかを見いだしていくことができる。」「図書館は公共施設としてもっとも集客力のある施設の一つであることは間違いありません。しかし、それは図書館活動の結果として集客力があるので、集客を目的にした図書館の建設や活動は、図書館本来のあり方を歪めていくことになるでしょう。」

後は、お読みいただきたいと思うんですけど、だから、鷺沼駅前にできる図書館・市民館がどんなものか、ちょっと私たちに分からないんですが、今まで図書館を使ったことのない人に来てもらいたいというふうなお気持ちはとても分かりますけど、それだったら、「図書館に行ったらどんな資料でも手に入るよ。」「川崎市にない資料でもよそから引っ張ってきてくれるよ。」そういうふうな図書館になってくれたら、それこそ押すな、押すなになるかもしれません。だから、図書館本来の魅力で、図書館の利用者を増やしていただきたい。お茶が飲めるのもいいでしょう。おしゃべりできるのもいいでしょう。でもそれは、一番先にやらなければいけないことではなくて、図書館の基本的な、今申し上げた三要素と言いますが、建物、設置場所であったり、人であったり、資料費であったり、そういうものはある程度整ってきた上で、その次に考えることもいいかもしれません。利用者の中でいろんな意見が出てくるということに準じて行われるのもいいかもしれません。でも、一番大事な資料費と建物と、それから司書というものをまず、きちんと計画に掲げて、それから、その次のことを考えていただく。

時間ですね。すみません。ちょっと、支離滅裂というか順序不同でしたけれど、私たちの申し上げたいことの一応、一部として申し上げさせていただきました。

ありがとうございました。よろしくお願ひします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

以上で、陳述を終了いたします。陳述につきましては、本陳情の審議に対しての参考とさせていただきます。

それでは、次に、事務局から説明をお願いいたします。

【箱島生涯学習推進課長】

生涯学習推進課長の箱島と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから、陳情第1号について、御説明を申し上げます。

本日は、本陳情に関連する内容として、去る1月26日の教育委員会定例会で御審議をいただきました「今後の市民館・図書館のあり方(案)」を「陳情第1号 参考資料」として、お手元に配付をさせていただいておりますが、本日は「陳情第1号 資料」により御説明をさせていただきます。

「陳情第1号『川崎市の図書館の充実と今後のあり方に関する陳情』資料」をごらんください。

はじめに、「1 図書館の現状について」の「(1) 市立図書館の設置状況」でございますが、表にお示ししておりますとおり、本市の図書館は各区に1館の地区館と、市内5か所の分館及び閲覧所1か所の計13館を拠点としながら図書館サービスを展開しております。加えて、「(2) 館外での図書館サービスの現状」といたしましては、「ア 自動車文庫の運行」として、市内21ポイントの巡回を行うとともに、「イ 返却ボックスの設置」により、図書館施設以外で資料の返却ができるようにすることで、利用者の利便性の向上等を図っております。また、「ウ 障害者向けサービスの実施」として、身体障害者手帳の交付を受けている方などに、郵送などによる資料提供を実施しております。2ページにまいりまして、「エ ICTの活用」として、来館いただくなくても図書館ホームページから蔵書検索や図書資料の予約などができるようになっております。「オ 学校との連携」につきましては、「(ア) 学校図書館有効活用事業」として、市立学校10校での学校図書館の開放や、「(イ) 大学との連携」を行うことで、市内等4校の大学図書館を市民の皆様にも御利用いただいております。また、「カ 他自治体との連携」として、稲城市・狛江市・町田市・横浜市の近隣4自治体と相互利用協定を締結し、市民の皆様は、それぞれの自治体の図書館を御利用いただいております。参考といたしまして、陳情の理由にもございます令和元年度に実施した「第2回かわさき市民アンケート」を記載しておりますが、この中では「利用してみたい図書館」として、「自宅や職場からアクセスしやすい」と回答された方が16.7%と最も多い回答でございました。

3ページにまいりまして、「2 資料費の推移」の「(1) 過去5年間の資料費決算額」についてでございますが、5年間の推移といたしましては、平成28年度以降、おおむね1億1千万円前後の予算を確保しながら推移しており、市民1人当たりの資料費は70円となっております。令和元年度における市立図書館の蔵書数は、約19.5万冊となっており、平成27年度以降のタイトル数は、毎年約1万タイトルずつ増加し、令和元年度末では、約87万タイトルとなっており、限られた予算の中、集中選定による図書・資料の購入や各館での分担収集などの蔵書構築を工夫しながら、ここ5年で約2万冊の増加をしております。今後もしばらくの間、人口増加が続く中、必要な予算の確保に努めながら、市民の多様な読書ニーズへの適切な対応を図ってまいりたいと存じます。なお、「(2)『図書館の設置及び運営上の望ましい基準』の目標値」といたしまして、陳情の理由にもございます政令指定都市の目標値268.6円について、国の示す「望ましい基準」には記載はございませんが、国の「これからの図書館の在り方検討協力者会議」平成24年報告書の参考資料として、記載があるものでございます。

次に、「3 市立図書館の運営状況について」でございますが、「(1) 市職員による主な業務」

といたしましては、「ア レファレンス、読書相談」や、「イ 資料の選書」等については、市の職員による業務としております。「(2) 民間事業者への主な委託業務」といたしましては、職員が専門性を発揮し、レファレンス業務等に専念できるよう、返却カウンター業務や配架業務など、記載の業務等について、民間事業者に順次委託してきたところでございます。

4ページにまいりまして、「4 職員配置状況」についてでございますが、「(1) 正規職員数及び司書有資格者の推移」といたしまして司書有資格者数をお示しするとともに、「(2) 司書講習派遣者数」として、司書資格取得のための講習へ派遣した職員数をお示ししました。

次に、「5 陳情の要旨に対する本市の考え方について」でございますが、「(1) 子どもでも高齢者でも歩いて行けるように、将来的に中学校区に一つ、図書館をつくってください。」に関しましては、13館を中心とした図書館サービスに加え、これまでも取り組んでまいりました自動庫本文庫や市内等大学図書館・近隣自治体との相互連携の取組など、図書館施設以外での取組を引き続き進めていくとともに、先ほど冒頭で御説明いたしました「今後の市民館・図書館のあり方(案)」の中でもお示しをしておりますが、ICTを活用した新たなサービスの導入検討や、共同書庫の設置の可能性、他施設との連携による貸出・返却ポイントの設置等の可能性について検討を行うなど、超高齢社会の到来など社会状況の変化などへの適切な対応により、図書館サービスの充実を図ってまいりたいと考えております。また、現在、新たな施設の整備の予定はございませんが、今後の図書館については、このあり方における事業・サービスの展開の方向性や「資産マネジメント第3期取組期間の実施方針」の策定に向けた取組等の動向、社会状況の変化等を踏まえた長寿化のための施設整備を計画的かつ効率的・効果的に進めてまいります。

次に、「(2) 市民一人当たり150円以上の資料費の予算を確保してください。」に関しましては、これまでも限られた予算の中、集中選定による図書・資料の購入や各館での分担収集などの蔵書構築を工夫しながら、ここ5年で毎年1万タイトルずつ、約2万冊の増加をしております。今後につきましても、社会教育施設として、市民の多様な読書ニーズへの対応を図るため図書資料の充実は重要であるというふうに考えておりますので、必要な予算の確保に努め、市民の多様な読書ニーズへの適切な対応を図ってまいります。

5ページにまいりまして、「(3) 図書館は責任をもって直営で運営してください。」に関しましては、「今後の市民館・図書館のあり方(案)」におきましては、引き続き図書館法等にのっとり、資料の収集、貸出・返却、レファレンスサービス等を実施するとともに、利用者等との対話を基本とした柔軟な利用ルールの検討やスペースの有効活用、サービスの質の向上のための民間活用などの効率的・効果的な事業・サービス提供手法を検討していくこととしております。また、今後の管理・運営についても、より一層のサービスの充実や市民ニーズへの柔軟な対応のため、効率的・効果的な管理運営手法を検討してまいります。

次に、「(4) 図書館に正規司書を増員してください。」に関しましては、図書館職員は、図書館の目的を果たすための専門的な役割を担っていることから、引き続き、図書館司書講習に派遣をするなど、司書資格取得に努めるとともに、知識や技能を身につけるための計画的・体系的な研修事業の再構築を進めるなど、事業推進に向けた人材育成を推進してまいります。

私からの説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

説明は以上でございます。

それでは、御質問や御意見がございましたら、お願いいたします。

石井委員、どうぞ。

【石井委員】

説明の中で、現在、新たな施設の整備の予定はない、ということだったんですけども、こうした事業のサービスを向上させていく上には、今日最初に、「自動車文庫の運行」というのが説明にありましたが、こういった機動力をフルに使ってサービスを充実していこうというのは、非常に大切なことだと思います。

特に川崎市も北部地域は、地形的にも山坂があたりとかということなので、この辺りのサービスの充実ということについては何かお考え、取組がございますでしょうか。

【箱島生涯学習推進課長】

参考としてお配りしております「今後の市民館・図書館のあり方(案)」の中ということですが、図書館の部分で、参考資料32ページと33ページのところにありますが、「図書館の運営のあり方」の「基本方針Ⅱ」というところで、今後進めていく事業といたしましては、例えば、「他施設等との相互連携による図書館機能向上のための取組の推進」といたしまして、自動車文庫を活用した地域の他施設やイベント等、こういったところで出張型図書館サービスなどを検討していきたいというふうに考えておりますし、また、先ほど説明の中でも御説明をいたしましたが、自動車文庫についてもそうでございますが、他施設等で図書・資料の貸出返却ポイントの設置の可能性を検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

【石井委員】

ありがとうございました。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

岩切委員。

【岩切委員】

御説明ありがとうございました。

今、意見をいただいた中で、図書館を増やしていきたいという要望がございました。今、図書館だけではなく、市民館の検討をさせていただいていると思うんですけども、市民の方たちが集える場所という意味で、今、本当に要望が多岐にわたっているというか、多様化しているというのが実情ではないかなというふうに思っているんですね。

そういう意味で、図書館としても、そして市民館としても、多機能化というか、そういったことが最近いろんなところで見られているんですけども、その辺りどんなふうにお考えかということをお教えいただけますか。

【箱島生涯学習推進課長】

今、新しい施設の整備については、予定はないんですが、先ほども陳情の方から御説明があったとおり、新しい宮前市民館・図書館の移転整備は進めてございます。この中でも、本当に多様なニーズをいただいております。この「あり方」の中にも、36ページ、37ページに実は、「管理・運営の方向性」ということは記載しまして、私の方から先ほど、柔軟な利用ルールや、効率的・効果的な事業・サービス提供手法を検討していくといったときに、例えば、閲覧室という、居場所としての機能みたいなものも少し増やして行ってほしいとか、予約して使えるようにしてほしいとか、あとWi-Fiの環境なんかも整備してほしい、そういった多機能をすごく求められるニーズというのはすごく高くなってきております。

こうした多様なニーズに、いかに効率的・効果的に応えていくかというのは、今後施設整備に向けても、いろいろ様々な方たちと他の御意見をいただきながら、考えて検討して行ければというふうに考えてございます。

以上でございます。

【岩切委員】

今のお話を伺いまして、図書館が図書館として使う以外に、例えば市民館も図書館的な使い方でも閲覧とか、そういうことも可能なのかなというふうに今、伺えたなというふうに思います。

先ほど、本の予約というか資料の請求で120人待ち、みたいな話があったんですけども、多分、物理的な本ですと、かなり順番が回ってくるのって時間がかかると思うんですけど、電子図書に対して、どういう考えを今検討されているかというのを教えていただけますでしょうか。

【箱島生涯学習推進課長】

先ほど、資料の32、33ページを見ていただきました。私がちょうど説明しなかった33ページの右側のところに「ICT活用による事業・取組の充実」ということで、特に昨年来、今、新型コロナウイルス感染症により図書館を閉めざるを得なかったというような状況が出てきている中で、この冊子の中にもある次期図書館システムは、令和5年に更新を考えてございます。

この更新の中でも、いわゆる電子書籍であったり、音楽配信サービスなど新たなこうしたサービスの導入の検討に向けては取組を進めてまいりたいということをおの中にも記載させていただいたところでございます。

以上でございます。

【岩切委員】

ICT化というのは、多分避けられない方向だろうなと思えますし、それから、今の陳情でございました要望プラス、世の中の多分ニーズがどんどん変わって行って、さらにデジタルトランスフォーメーションにつながるような、そういった要望も増えてくると思うので、ぜひ検討の中に、そういったことも入れて進めていただけたらなと思います。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

高橋委員。

【高橋委員】

私、小学校のほうで図書ボランティアをしていたりもあって、本と人間の関わりというか、そういうことはよく考える機会があって、今日の陳情者の方の御説明を聞いて、いろいろ考えることが多過ぎて、ちょっと、うまくまとめて言う自信がないんですけど、2つくらいお話をしたいと思います。

まず、陳情「1」のところで、「中学校区に一つ、図書館をつくってください」ということで、確かに私も、自分の歩いて行ける範囲は図書館がないので、一番近い中原区の図書館にたまに行くんですけど、行ったら本の楽しさに気づいて、例えば時間の許す限り、気づいたら1時間、2時間たってしまうということもあって、近くにあってくれたらいいなと思う反面、うまく言えないんですけど、今、いい本をそこに置いていても、人が来てくれる時代じゃないな、というふうにもすごく感じています。陳情者の方からいただいた資料のところに、「図書館活動の結果として集客力があるので、集客を目的にした図書館の建設や活動は、図書館本来のあり方を歪めていくことになるでしょう」と書いてあって、ただ、本当に、自分も3人の子供もがいて、本好きの子供にも育てたいと思って小さい頃から本を読んだり、何となく目に見えるところに本を置いたりしていたんですけど、本好きにはまだ育てていないんですよ。いいものが置いてあっても、そこに手を伸ばしてもらおうというのが、すごくハードルが高い時代になっていて、私、図書館の充実とは何か、と一生懸命今考えていたんですけど、図書館が本当は充実してほしいじゃなくて、情報を提供するとか、図書館を使う人が適切に情報を使ったり、取りに行ったりする、そういう市民性を育てるために図書館が大事だということだと思ってしまうんですけど、図書館を使いこなす人が、図書館をただつくっただけじゃやっぱり、使いこなせない時代になっちゃっているんですよ。使う側が、やはり、陳情者の方が学校でそういう教育をしていただくのはすごく大事だというお話をしてくださって、本当にそれはもう大賛成で、教育委員会のいろんな、例えば、教科書を選ぶ時の話題でもいつも、どうやって本に子どもが親しんでもらえるかということは、教育長はじめ、いつも意見の割とすぐ、最初に出てくる話で、だから、どうやって子どもたちに本を取って、将来市民として本を使って情報を活用してもらおうかという知識みたいなものがすごくあるんですけど、じゃあ、いい本をいっぱい並べて、図書館をつくったからといって、今、そこに子どもも大人も来てくれる時代じゃないなというのは、いろんな活動をしていても、正直思います。

だから、あまりよくないループになっているというか、やっぱりインターネットのほうにもすごく情報があふれていて、うちの子も自由研究というのをまず、本じゃなくてインターネットで調べちゃうんです。しかも、個人のブログとか、根拠がないものから始めちゃうので、「いや、まず本でしょう」というのから教えるんですけど、だから、そういう時代に、ただ、いい本を置いておく、「箱をつくる」というだけでは、やっぱりアクセスしてもらおうということは本当に難しいので、図書館のよさとか、本のよさとか、そういう情報を適切に取る大事さとかというのを、こちらから発信したり、図書館とか、司書の方とか、そういうのが出ていかないともう駄目な時代になっていると思うんですよ。

だから、そういう意味で、ただつくるというのではないなというのが、まず一つあります。

それから、そこで、中学校区と考えたら、中学校と小学校があって、そこには図書室があって、

私はまだ子どもの、ボランティアは小学校をやっているの、中学校の図書室のことはちょっと分からないんですけど、確かに小学校の図書室というのは、もう子ども向けなので、なかなか地域の皆さんが使うような本が少ないのかな、という気はします。ただ、中学校となると、やっぱりそれなりにいろいろ知的好奇心は高いなど、大人と同じような本をどんどん読んでいく年代にもなりますし、逆に何かそういうところに大人が行って本を読んだり、調べものをしているという姿を見せるのって、開かれた学校という言葉もありますけど、大事なのかなという気はして、学校は学校のためだけの図書館、図書室というのはちょっともったいないかなというふうな感想を持ちました。

私としては、やっぱり、それぞれの地域にある資源というものを、私、地域の活動もいろいろしているのがあると、いろんなところに資源はあるのに活用されていないなどというのが、正直な感想としてあるので、新しいものをつくるというよりは、今あるものをちゃんとつなげたりとか、そういうところでもっとうまく活用していくほうに目を向けたいなというふうに、自分としては思っています。

すみません。まとまらなくて、すみませんでした。

【小田嶋教育長】

また、何かありましたら、後でお話いただければと思います。

岡田委員、どうぞ。

【岡田教育長職務代理者】

陳情者の方の陳述をお聞きした上で、私のほうから3つほど教えてほしいことがございますのでお願いいたします。

私が現在勤めている大学で、デポジトリリーということで、「共同保存図書」というのがあって、それぞれの大学の論文を私どもの大学の図書館にしっかり収めたり、また、他の大学との連携を図ったり、「J-STAGE」とか、「C i N i i」とかを使うという形になっていくんですが、川崎市の図書館の中で、デポジトリリーのライブラリーというか、そういったものはどんなふうになっているのか、またはなっていないのか、分かりませんので教えてください。

2つ目。川崎市内にある大学との連携として、資料で示してくださっているのがあるんですが、川崎市内には、ほかにも大学があるんじゃないかと思うんですが、ここに資料で出ていない大学以外でも何か連携をしていたり、市民に開放しているものがあれば、それもぜひ教えてほしいと思います。

それから、3つ目です。先ほど、岩切委員がおっしゃったように、ICTに関して、特にGIGAスクール構想が入ってまいりますので、来年度からデジタル化の流れというのがあって、デジタルトランスフォーメーションのことを考えると、川崎市内の図書館も今、これから起こる壮大な変革のスタートラインに立っているということになるんじゃないかと思うんですが、デジタルトランスフォーメーションを踏まえて、ICTの活用ということを踏まえて、どんな企画がおりなのか、あるいはどんなふうなことを意図しようとしているのか、これからのこともありますので、話せる範囲でというか、言い方がおかしいですけども、教えていただける範囲で教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

【箱島生涯学習推進課長】

まず、一点目のデポジットライブラリーの件でございます。質問の趣旨と合っている部分と合っていない部分があるかと思っておりますが、まず、デポジットライブラリー、これは公共図書館の今、開架に出ているものと、「閉架」という、中に保存している資料とがございます。スペースの有効活用等も問われる中、この公共図書館における閉架書庫の部分については、共同書庫という形のものも検討して、特に閉架書庫に入っているものをデポジットライブラリー、共同書庫というもので検討していけないかということをご中にご記載をさせていただいて、それも、図書館の本をしっかりと情報提供、収集していくために、1つ考えられることではないかなというふうに考えてございます。

また、大学のほうにつきましては、そうした先生方がお書きになった論文みたいなものが、用意されている、今は、市立図書館の中には、地域資料がございます。こうしたものなんかも、先ほど3つ目のところでICT、GIGAスクール構想がこれから始まるということで、以前の教育委員会の中でも御指摘いただいた、時代の状況が変わってくるよ、というふうな話なので、こちらのほうについては、例えばそういった地域資料などをデジタル化をしていく、著作権とかいろんな課題はありますが、そうしたものを含めて、しっかりと取組を進めていくことは必要だというふうに考えていますので、先ほどちょっと私が御説明した「あり方」の中にも、33ページのところ、そうした地域資料をしっかりとデジタル化して活用はできないかというふうな検討もちょっと進めていければと思っております。課題については幾つかあります。課題で一番大きいのは、もしかすると著作権とか、そういうところかもしれませんが、そうしたものをしっかりとクリアしていきながら、ただ、時代の状況はデジタル化に向かって進んできていて、お子さんたちがGIGAスクール構想でパソコンを全部持つと、そういういったものというのは非常に状況として変わってくると考えていまして、それは含めて検討して行ければというふうに考えてございます。

それと、市内にあるほかの大学との連携の部分でございますが、確かに、例えば、あと、洗足学園大学とか、昭和音大とか、音楽系の大学に加えて、田園調布学園大学がございまして、田園調布学園大学につきましては、既に我々と覚書等を締結しなくても、地域のほうに貸出をできるように図書館を開放しておりますので、そうしたものが今行われているというふうな現実の状況がございます。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

高橋委員。

【高橋委員】

先ほどちょっと聞き忘れちゃったことがあるので、1点教えてください。

電子図書というものの順応性が上がってくるというお話もさっきから出ていると思うんですけど、普通に一般で流通する電子書籍の使い方と、こういう図書館で使う電子書籍って、そもそも全然、使う形態が違うんですか。例えば、120人待ちの、さっきお話が出たじゃないですか。

私もつい最近200人待ちだったというお話を聞いたことがあって、例えば電子書籍だったら、例えば何回とハマっていたら、人気の本はずっと人気があるわけじゃなくて、半年とか1年とか人気があるとしたら、そこだけすごいたくさん、読む回数券みたいな、例えば考え方として、時間じゃなくて、同時並行で何人も読めるじゃないですか。紙って1人の人にしか貸せないけど、電子書籍って、電子データだから、例えばですけど、2週間で50回読んでいたら、本だったら最後の人は遅くなっちゃうけど、電子データだったら最初の人があるときに並行して貸せるじゃないですか。紙だったら、人気があったら、例えば20冊買うんだけど、1年後にはもうみんな全然借りなくなっちゃう。ライセンスみたいな感じでやったら、最初の、人気があるときだけライセンスをバツと買って、それを人気があるときにどんどん借りてもらえれば、読む人の時間もロスにならないし、人気がなくなった後はライセンスを絞ればいっぱいお金を払わなくていいみたいな、無駄にもならないというか、そういう何か図書館、レンタル用の本のそういうお金の仕組みみたいなので、検討されたのか、していないのですか。

【小田嶋教育長】

お願いします。

【箱島生涯学習推進課長】

通常、今、高橋委員のほうから御質問あったように、多分、図書を買うという、電子図書を買うということと、貸す、借りるということは、多分大きく違うのかなというふうに思います。今も、図書館になくても買うほうであれば、たくさんあるところから自分で買って所有をしていくということなので可能なだろうと思います。基本的には、今言ったように、アクセスとかそういったところで借りるという形になると、一個一個、版權を買いに行くということですので、やっぱり限られた数、例えば図書館で5冊本を借りたときに、5個版權を取ればもしかすると5冊しか借りられないということは出てくるのかなというふうに思います。ただ、電子的なもので、その魅力というのは、やはりそこまで行かなくてもアクセスして迅速に取れるし、時間の使い方、これだけ多様なニーズの中で皆さん今、時間がないとか、時間の問題ですごくニーズが高いので、そうしたものには活用できる部分というのはあるのかなと、こういうふうに思っています。

今の仕組みの中で、委員がおっしゃったような借りられる仕組みを、待たないで借りられる仕組みのようなものをうまくちょっと工夫できるというのは、他都市とかいろいろの事例も検討はしてみたいと思うんですけど、なかなかうまく方法というのは今、あるのかなと。私も調べた中からは、そのようなのはちょっとございません。

以上でございます。

【高橋委員】

何か、それを検討されていますかというだけだったので、ないなら何か今後将来的にそういうのでできるといいなという、個人的な希望です。

【小田嶋教育長】

今、デジタルの話で、GIGAスクールですとか、デジタルトランスフォーメーションとか、電子書籍みたいな話にもなっていて、今回のコロナによって、世の中の流れというのは非常に

大きく変わって、これが非常に加速度的に学校もGIGAスクールによって、これからもう本当に学校のあり方とか、授業のあり方、根本的に見直していくような流れも出てきます。デジタル教科書の話も出てきています。そういった中で、図書館、図書のあり方ということも今後大きく変わってくるだろうなというふうには思っているところです。

また1つ、我々として、教育委員会として、「今後の市民館・図書館のあり方」の案を、ここで検討しながら案として承認し、今、議会のほうでも諮っていただいているというところがあります。基本的には我々はこの書かれているスタンスというのが基本になるのかなというふうに考えています。

あと、御要望の多様化とか、ニーズが非常にどんどん変わってきているとか、そこに対応していくための多機能化というのも一つの流れとしてはあると思うんですが、よく言われる限られた予算ということで、昨日予算の発表もありましたけれど、大変厳しい予算という中で、例年以上に税収が大幅に減るということもあったり、そういった中で、全体的なバランスの中で考えていく必要もあるのかなというふうに思っています。

今、幾つか御意見をお聞きする中で、2番目の陳情項目の資料費のことについてはちょっと、御意見なかったですが、先ほどの資料ですと、資料の3ページのほうに本市の資料費の推移を示していただいています。この辺りで御意見や御質問等あればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

岩切委員、お願いします。

【岩切委員】

3ページのところに、1人当たりということでは、令和元年で70円というふうに出ておりまして、ただ資料費全体では、1億780万円という数字が出ています。人口が多いとやっぱり1人当たりは少なくなるだろうな、というのは容易に想像がつくんですけども、資料費全体として、ほかの政令指定都市に比べて、総額としてどうなのかというところを聞かせていただけますでしょうか。

【箱島生涯学習推進課長】

資料費の総額につきましては、各市、今、数字的なものは確かに持っています。決してちょっと、横に並べて見たとき物すごく低いと、予算額がすごく低いということではないのかなというふうに我々認識はしております。ただ、1人当たり換算するとやはり人口の問題がございますので、今ここで川崎市が多い順に比べて、やっぱり人口が多いですので、どうしても下のほうになります。ただ、我々より下のほうに行けばおのずとやはり、人口が多いところは下のほうになってくるというようなものはある状況でございます。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

どうぞ。

【岩切委員】

例えば横浜市辺りでは、この1人当たりの資料費はいくらぐらいなのでしょう。

【箱島生涯学習推進課長】

横浜市さんは、57円です。

【岩切委員】

川崎よりも低いんですか。

【箱島生涯学習推進課長】

低くなっています。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

予算、資料費につきましては、今説明があったとおりだとは思いますが、何とか、予算の確保に努めて、1億以上の予算を確保しつつ、その中でタイトル数は毎年1万ずつ増加して、5年で総数ではありますが、増加しているというふうに今努めていただいているというのが現状かなというふうに思います。

岩切委員。

【岩切委員】

もう一つ、タイトル数に関してなんですけれども、タイトル数ということは、同じタイトルの本を複数冊購入されるというケースもあるということでしょうか。

【箱島生涯学習推進課長】

そういうことになります。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかには、御質問、御意見等いかがでしょうか。

高橋委員。

【高橋委員】

正直、いくらにしたらいいのかというのは、よく分からないというところはあるんですけど、今後の話として、さっき私電子書籍の話に触れたんですけど、電子書籍がもし、紙の物よりも割高な仕組みのまま行っちゃうということであれば、例えば電子書籍の比率が増えてきたときに、今の予算ではもっと全然足りなくなるという日が来るかもしれないので、そういうところはちゃんと、動向を見たり、調査していただいて、必要に応じてちゃんとしっかり要求できるように準備はしておいていただきたいなというふうに思います。

【小田嶋教育長】

岩切委員。

【岩切委員】

デジタル図書に関してなんですけれど、多分今お話のあったように、金額がかさむ可能性があると思うんですけど、逆に手間はですね。物理的に物を動かしたりとかしなくて済むというところで、もしいろんなシステムを導入すれば、手間暇が削減できるんじゃないかなという期待もできるんですね。あと、ものを無駄にしないという、資源を無駄遣いしないというところにも関連してくるので、その辺を勘案しながら、最適解を見つけていただきたいなというふうに思いました。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

じゃあ、高橋委員。

【高橋委員】

ちょっと、私は電子の話ばかりしてしまったんですけど、いつも議論しているときに、紙のほうの大事さって、いろんな教科書も含めて、認識はすごく教育委員会としてもしていると思うので、あまりそこは、当然だと思ってなかなか発信してこなかったところがあるのかなと思って、陳情者の方も当たり前のところが書いていないと不安になる、というふうにおっしゃってくださったので、本当にいろんな、例えば司書の方ですとか、学校の先生とかいろんな方と話しても、紙の本のよさとか、紙の本じゃないとできないことがあるというのは、認識をされている方は必ずちゃんとおりますし、そういうところをきちんと考えていると思うんですけど、伝わっていない部分があるのかなという気もしたので、その辺りの発信というか、教育委員会の考え方というのきちんと市民の皆さんに伝えていっていただきたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

【小田嶋教育長】

いろいろな視点から御意見を伺いました。

それでは、この陳情第1号に関する取扱いを決定していきたいと思いますが、この取扱いについて、御意見ございますでしょうか。

【各委員】

<意見なし>

【小田嶋教育長】

では、私のほうで少しまとめさせていただいてよろしいでしょうか。我々としては、先ほども言いましたように、「今後の市民館・図書館のあり方」の案を検討し、承認していくという立場です。それと今、事務局からの説明があった部分で、願意と重ねて少し確認してきたと思いますが、陳情項目のまず1につきまして、個々の要望に応えるために新しい施設という形での対応は難しい、今そういう計画はないということで、そういった整備ではなくて、様々な要素を踏まえて、いろいろな工夫をして今後の整備の計画を考えていくことが必要であるという捉え方である

のかなというふうに思います。

2番目につきましては、資料費のこと、今ございましたが、十分とは言えないながらも、予算増となるように、予算確保に努めながら蔵書構築、そして蔵書の増についても努めているというのが現実です。

3番目として、直営で、ということなのですが、これも「今後の市民館・図書館のあり方」の中で、効率的・効果的な事業運営の手法、事業管理、またサービスの提供の手法を検討していくということで、いろいろなことを視野に入れながら今後検討していくということで、今、ここでこれといった方向性があるわけではございません。

4番目の司書については、今、御意見が先ほど高橋委員からもございましたが、これにつきましても、増員ということではなく、事業推進に向けた人材育成を図るということで、図書館の目的を果たしていくということでの説明があったかなというふうに思います。

市民の皆様へのサービスの向上に、そういった視点、現在取組を進めている、そしてこれから今後の市民館・図書館のあり方に準じて進めていく中で、サービスの向上に努めていくという説明がございました。

したがって、これからも様々な意見を受け止めながらも、説明にありましたような形で将来を見据えた図書館運営を行っていく方針でありますので、陳情の各項目にそのままお応えすることは難しいと判断しており、本陳情の取扱いといたしましては、不採択としたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

【各委員】

<承認>

【小山嶋教育長】

それでは、そのように決定させていただきます。

陳情第1号

2020(令和2)年 12月 15日

川崎市教育委員会 教育長 小田嶋満 様

川崎市の図書館の充実と今後のあり方に関する陳情

川崎の文化と図書館を発展させる会

代表 佐々木 勝男

〒 [REDACTED] 川崎市川崎区 [REDACTED]

電話番号 [REDACTED]

現在、10年先を見据えて川崎市の図書館の今後のあり方について検討されているところですが、コロナ禍が起き、今までの生活が変わろうとしています。豊かな市民生活を創造するためにも、市民アンケートや利用者アンケートの結果を尊重し、図書館のあり方の見直しを求めます。

陳情項目

1. 子どもでも高齢者でも歩いて行けるように、将来的に中学校区に一つ、図書館をつくってください。
2. 市民の資料要求に応えるため、市民1人当たり150円以上の資料費の予算を確保してください。
3. 図書館と、利益を求める民間企業は矛盾します。自治体が責任をもって、直営で運営してください。
4. 図書館に正規司書を増員してください。

陳情理由

1. 市民アンケートでいちばん要望が多かったのは、「どこに住んでいても行きやすい図書館」です。図書館が身近にあることが、市民生活の潤い、学びの場、地域文化の拠り所として不可欠です。
2. 図書館利用者アンケートなどで利用者が一番望んでいることは、「資料・情報の充実」です。そのためには資料費の予算の増額が欠かせません。川崎市は市民1人当たり70円で全国平均以下です。文科省「望ましい基準(平成24年度改訂)」の政令指定都市の目標値は、268.6円です。
3. 図書館は、すべての市民の文化と教養を支える社会教育機関です。市民の学習権、知る権利を保障する図書館は、「サービスを対価の代償としてはいけない(図書館法第17条)」と規定しています。図書館は利益追求の対象にはならず、導入館の実態に照らしても、民間による委託運営は不適切です。
4. 司書は資料・情報の水先案内人です。図書館の発展には正規司書のマンパワーの形成が要です。川崎市は図書館率50%ですが、政令指定都市の中で高いサービスを維持している図書館は司書率80%台です。

日中連絡先 [REDACTED]

以上記の陳情について 意見陳述を希望します。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（会議）

第14条 教育委員会の会議は、教育長が招集する。

（略）

4 教育委員会の会議の議事は、第7項ただし書の発議に係るものを除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、教育長の決するところによる。

（略）

7 教育委員会の会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の三分の二以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

川崎市教育委員会会議規則（昭和59年川崎市教育委員会規則第6号）

（採決の方法）

第12条 採決の方法は、賛否の発言、挙手、記名投票及び無記名投票とし、教育長が適宜これを採用する。

2 教育長は、採決の結果を宣言しなければならない。